

## 「外国人雇用の留意点と対応策」

令和6（2024）年4月19日

弁護士 伊 藤 昌 毅

### 1、はじめに

- 基礎知識として・・・
  - ・ 旅券（パスポート）
  - ・ 査証（ビザ）
  - ・ 入国審査（在留資格付与）
  - ・ 在留カード
  - ・ 在留資格認定証明書
  - ・ 就労資格証明書

### 2、在留資格

- ・ 在留資格には、日本で行うことができる活動内容と期間が定められ、日本に滞在する外国人はその在留資格により定められた活動内容と期間に限定されて滞在することが可能となる。

#### (1) 在留資格の一覧 — (cf.) 資料1、16～17頁

- ・ 就労可能な在留資格、就労が認められない在留資格等

(2) 企業において外国人雇用で対象（問題）となることが多い在留資格

- ・ 「技術・人文知識・国際業務」
- ・ 「技能」
- ・ 「高度専門職」
- ・ 「企業内転勤」
- ・ 「研修」
- ・ 「技能実習」
- ・ 「特定技能」
- ・ 「介護」
- ・ 「留学」
- ・ 「短期滞在」
- ・ 「特定活動」

(3) 企業の規模等による手続き時の差異

3、「特定技能（1号、2号）」（令和元〔2019〕年4月1日施行）について

- ・ 中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるための在留資格

(1) 特定技能1号

- ・ 相当程度の知識又は経験を必要とする技能が求められる（特定産業分野の

業務区分に対応する試験等で確認)

- ・ 生活に支障がない程度の日本語能力があり、特定産業分野ごとに業務上必要な日本語能力水準が求められる(同上)
- ・ 特定産業分野は12種類(介護、建設、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業)
  - ※4分野(自動車運送業、鉄道、林業、木材産業)を追加予定
- ・ 在留期間 最長5年
- ・ 家族帯同不可
- ・ 特定技能1号の外国人支援計画の適正な実施が所属機関の義務

## (2) 特定技能2号

- ・ 熟練した技能が求められる(特定産業分野の業務区分に対応する試験等で確認)
- ・ 特定産業分野は、令和5(2023)年6月から11分野(1号の12分野のうち介護を除く分野。同月以前は2分野[建設、造船・船用工業])
- ・ 在留期間 更新上限なし

- ・ 家族帯同可
- ・ (1号と異なり) 支援義務なし

(3) 在留資格「研修」、「技能実習」と「特定技能」との違い

① 「研修」

- ・ 日本の公私の機関に受け入れられて行う技能等を修得する活動
- ・ この資格で行うことができる研修は、海外生産拠点の現地社員を日本に呼び寄せて行う社内研修・工場見学などに限られ、実務研修（商品の生産・販売をする業務、対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修）は公的機関が行うものを除き不可

② 「技能実習」

- ・ 日本で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的とし、1年目から労働者として在留する外国人技能実習生に与えられる在留資格
- ・ 技能実習の分類は、「活動内容」により3種類（技能等の「習得」、「習熟」、「熟練」）、受入形態により2種類（「企業単独型」、「団体監理型」）があり、組合せにより計6種に分類される。
- ・ 技能実習1号→同2号→同3号の移行のためには所定の試験に合格する必要

- ・ 在留期間 1号1年以内、2号・3号2年以内
- ③ 現在、入管難民法の改正の動きとして、「技能実習」を廃止して、「育成就労」の創設が考えられている
- ・ 技能実習での途上国への技術移転の目的から、長期に国内産業を支える人材の育成と確保に趣旨を変更
  - ・ 育成就労では、一定（相当程度）の知識や経験が必要な「特定技能1号」の水準まで3年で育成。1号の対象分野と原則一致させ、円滑な移行を図る
  - ・ さらに、熟練技能が必要な「特定技能2号」への移行で、在留期間の更新上限がなく、家族帯同ができ、「永住者」への変更も視野に
  - ・ 就労から1～2年で、本人の意向で転籍（職場変更）を認める
  - ・ その他、不法就労助長罪の法定刑の引き上げ、永住許可を得た者の納税義務等の違反による許可取消し、受け入れの仲介団体について外部監査人の設置を許可要件とする、等の改正が検討されている

#### 4、外国人雇用（離職）時の届け出等

- ・ （cf.）資料1、2頁以下
- ・ 雇用保険の被保険者となる外国人、ならない外国人

## 5、外国人雇用の留意点

- (1) 在留資格（&期間）の確認・遵守
- (2) 母国語での説明の重要性
- (3) 日本人労働者に対して守るべきは、外国人労働者に対しても同様
- (4) 転職防止対応
- (5) 労働保険（社会保険）および税金について
- (6) 不法就労（資格外活動）へのペナルティ
  - ・ 在留資格更新不可、同取消し、刑罰（不法就労助長罪 [入管法 7 3 条の 2 第 1 項] 等)
- (7) 自主点検表（事業主用）－ 資料 2